

主任研修「地域援助の具体的展開」の展開

滋賀県障害者自立支援協議会

大平 眞太郎

1

プログラムの目的

- ①コミュニティソーシャルワークのツールとして協議会を活用することを主任研修内で伝えるために、その意味と機能を再確認する。
- ②（自立支援）協議会の活用例、事務局の役割例などについて知る。

2

1. (自立支援) 協議会の成り立ち ～滋賀県の事例から～

3

障害のある人への相談支援の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
 - ◆ 知的障害：障害児(者)地域療育等拠点施設事業（平成2年）→障害児(者)地域療育等支援事業（平成8年）
 - ◆ 精神障害：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）
- 国の補助事業による包括的相談支援の提供

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ
- 障害当事者がサービス事業者を選ぶ制度へ → ケアマネジメントの提供の必要性が明確化
- 同年 市町村障害者生活支援事業と障害児(者)地域療育等支援事業が一般財源化
- ◆ 国の補助事業から市町村及び都道府県の地方交付税財源事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ 障害福祉サービスが再編され、サービス提供目的の明確化と日ごとにサービスを選べる体系に
 - ◆ 3つの相談支援事業が一体化され市町村地域生活支援事業（委託相談支援事業）に位置づけられる
- 市町村障害者相談支援事業の創設
- ◆ 法律に指定障害者相談支援事業が位置付けられ、一部の利用者にサービス利用計画作成費を適用
- 相談支援（ケアマネジメント）の個別給付化

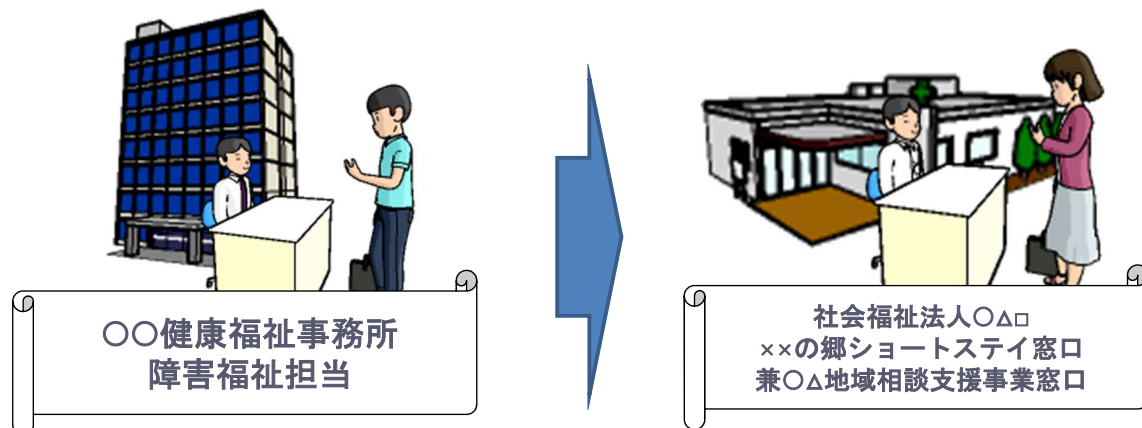
平成22年 障害者自立支援法改正 → 平成24年 障害者総合支援法の施行

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - 地域の相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターが法律に位置づけられる
 - 指定特定相談支援事業（指定障害児相談支援事業）の創設と原則すべてのサービス利用者に計画相談支援等の適用
- 計画相談支援等によるケアマネジメントが支給決定プロセスに連動
- 指定一般相談支援事業の創設による地域移行支援および地域定着支援の個別給付化

4

(1) 地域生活を支える相談支援の始まり

① 生活ニーズの受けとめと地域に開かれる施設機能



継続的で専門的な支援体制整備のはじまり

5

② 地域に潜在するニーズへの気づき

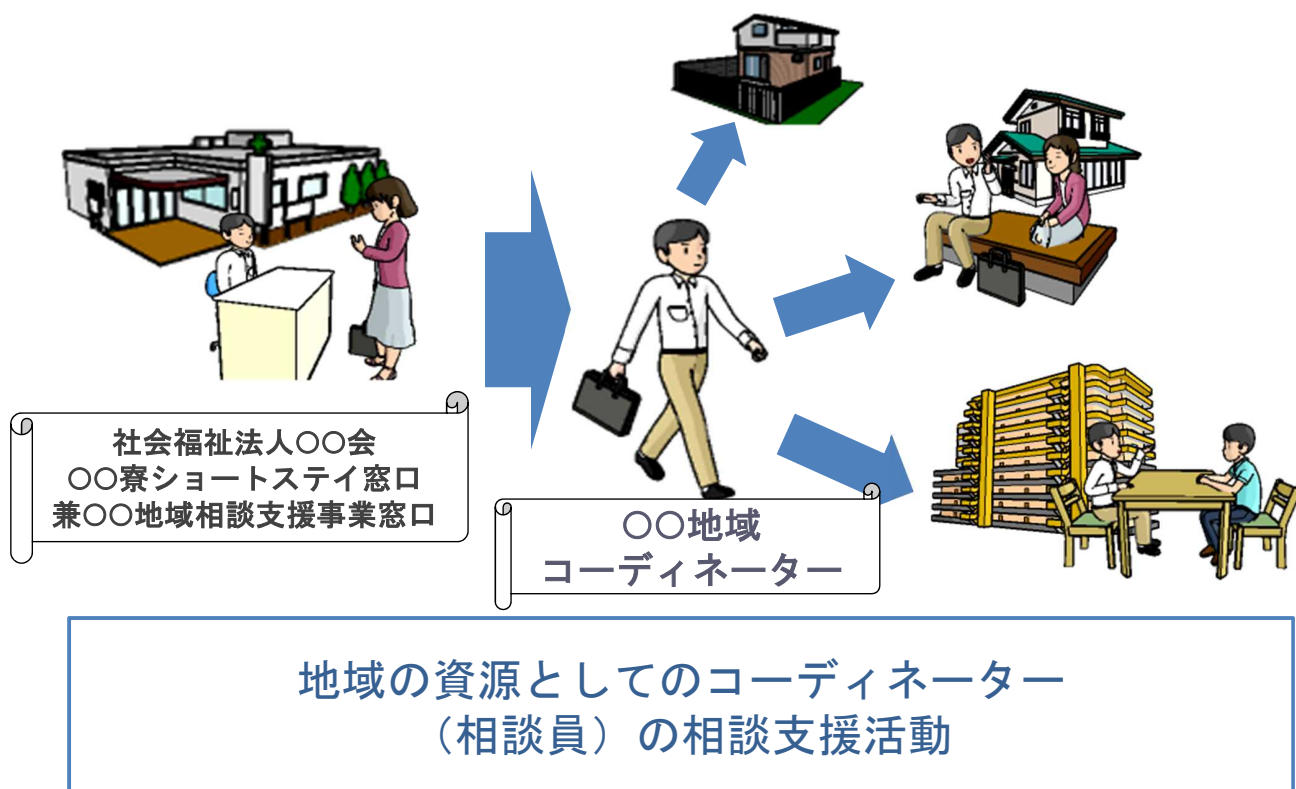
- 1993年 積極的な短期入所事業の展開
法人による地域での障害者家庭状況調査の実施
- 1994年 法人による会員制レスパイトサービス開始
- 1994年 圏域における障害のある人の地域生活状況調査
- 1995年 福祉圏域6町による レスパイトサービスの制度化
- 1996年 滋賀県単独事業
「24時間対応型在宅福祉サービス事業」が制度化

地域で障害のある人が置かれている状況と
ニーズが見えてきた

6

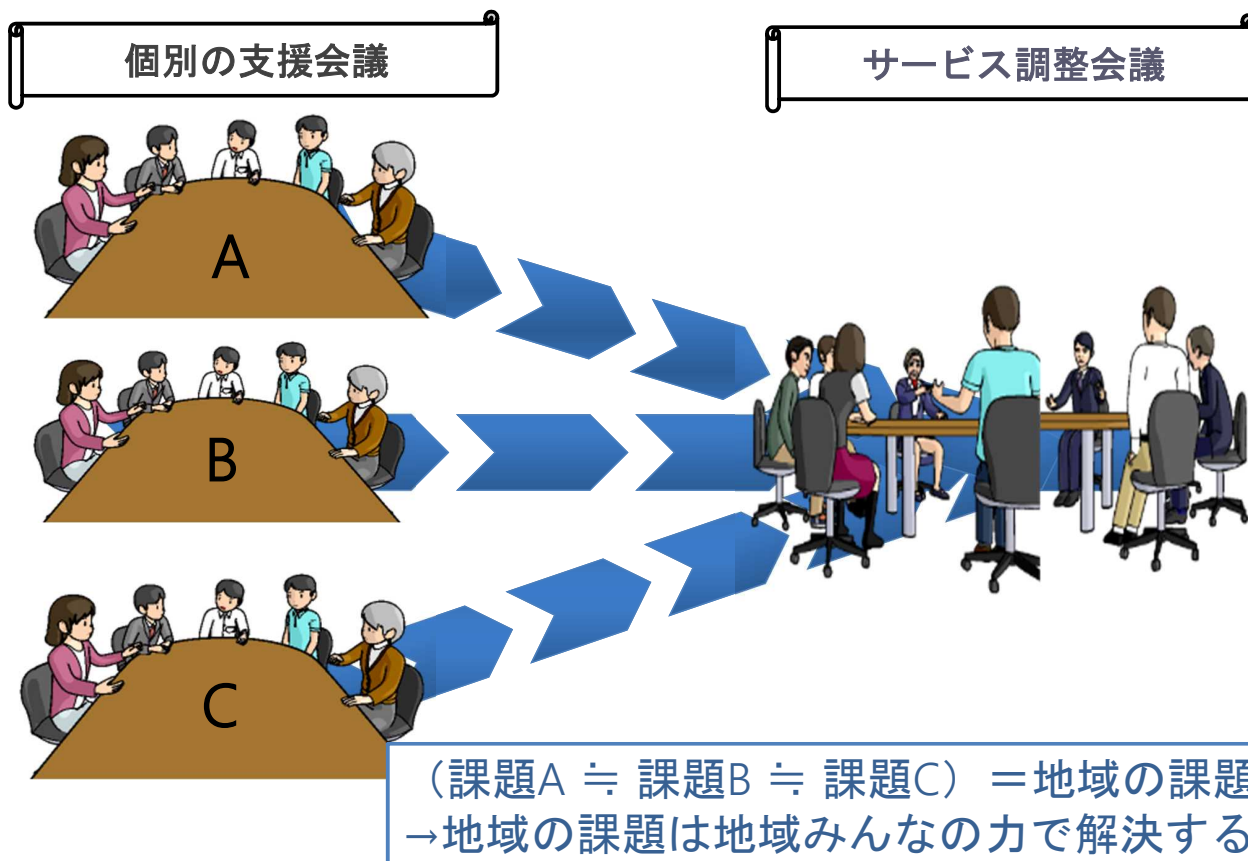
③ アウトリーチでニーズを掘り起こす

～1995年 地域障害児者地域療育拠点施設事業（地域療育等支援事業）開始～



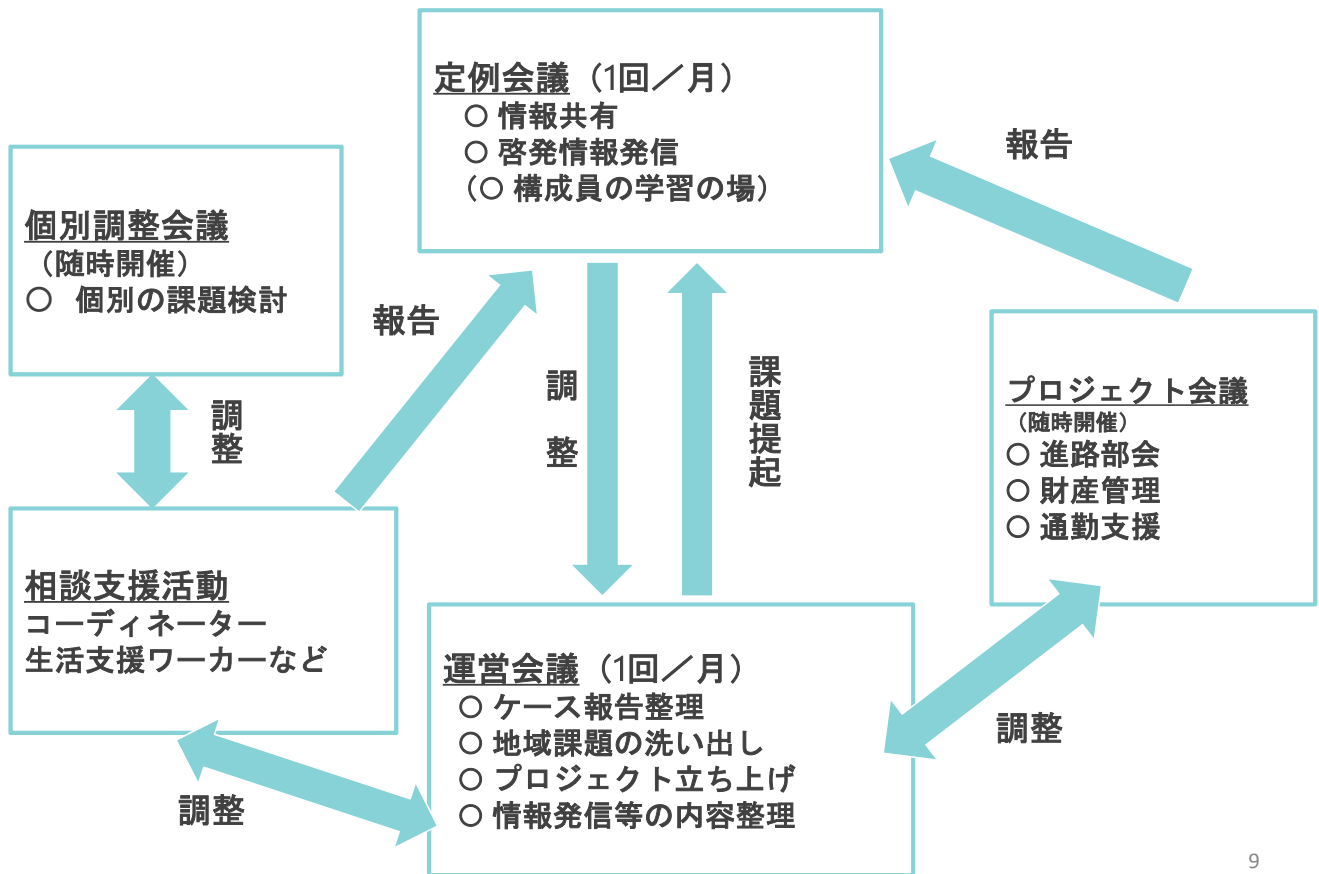
7

④ チーム支援と地域での課題共有

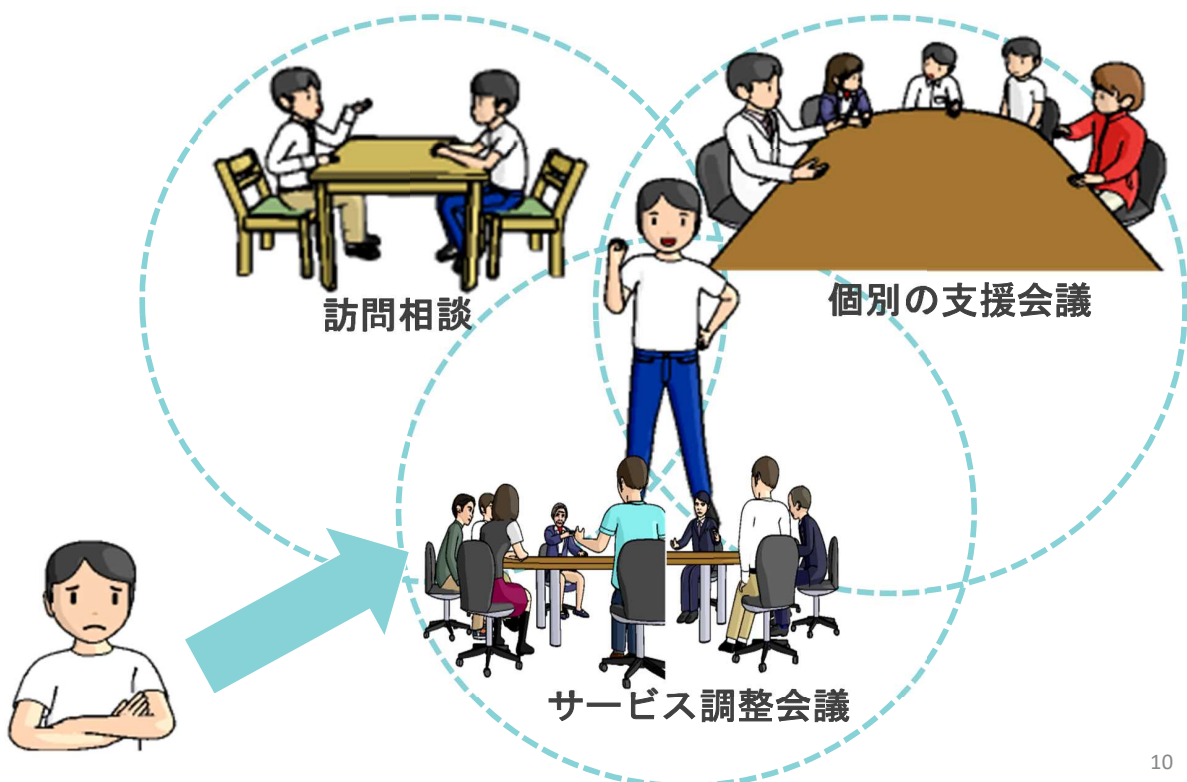


8

甲賀圏域障害児者サービス調整会議（1997年当時）



⑤ 一人の不安を一人だけのものにしない地域ケアシステムの構築



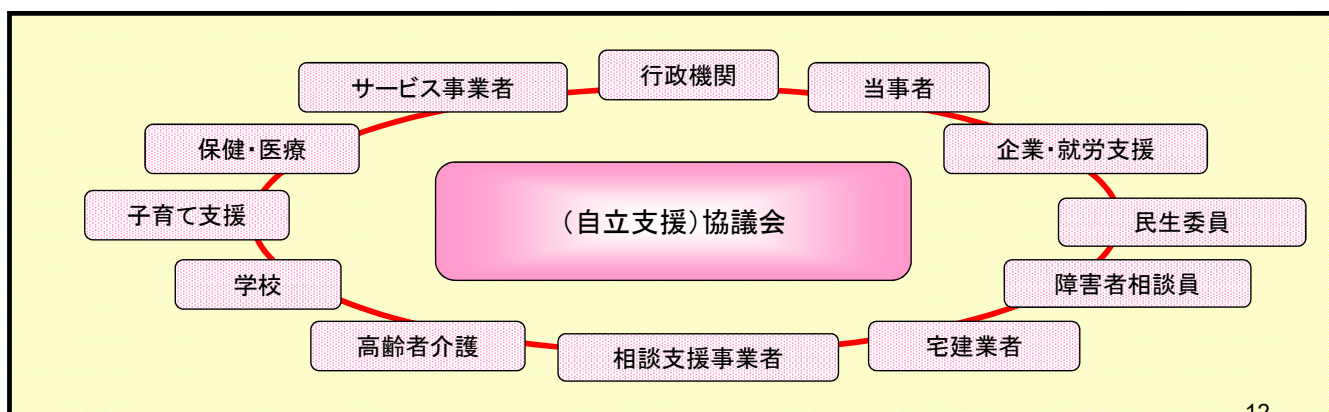
2. (自立支援) 協議会の法的位置づけと機能、 仕組みの再確認

11

(1) (自立支援) 協議会の法定化

- (自立支援) 協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援) 協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援) 協議会を構成する関係者】



12

(2) (自立支援) 協議会の位置づけ ①

(協議会の設置)

法第八九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密かを図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

13

(3) (自立支援) 協議会の位置づけ ②

(市町村障害福祉計画)

法第八八条第9項 市町村は第八九条の三第一項に規定する協議会を設置した時は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

法第八九条第7項 都道府県は、第八九条の三第一項に規定する協議会を設置した時は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

14

(4) 市町村（自立支援）協議会の機能

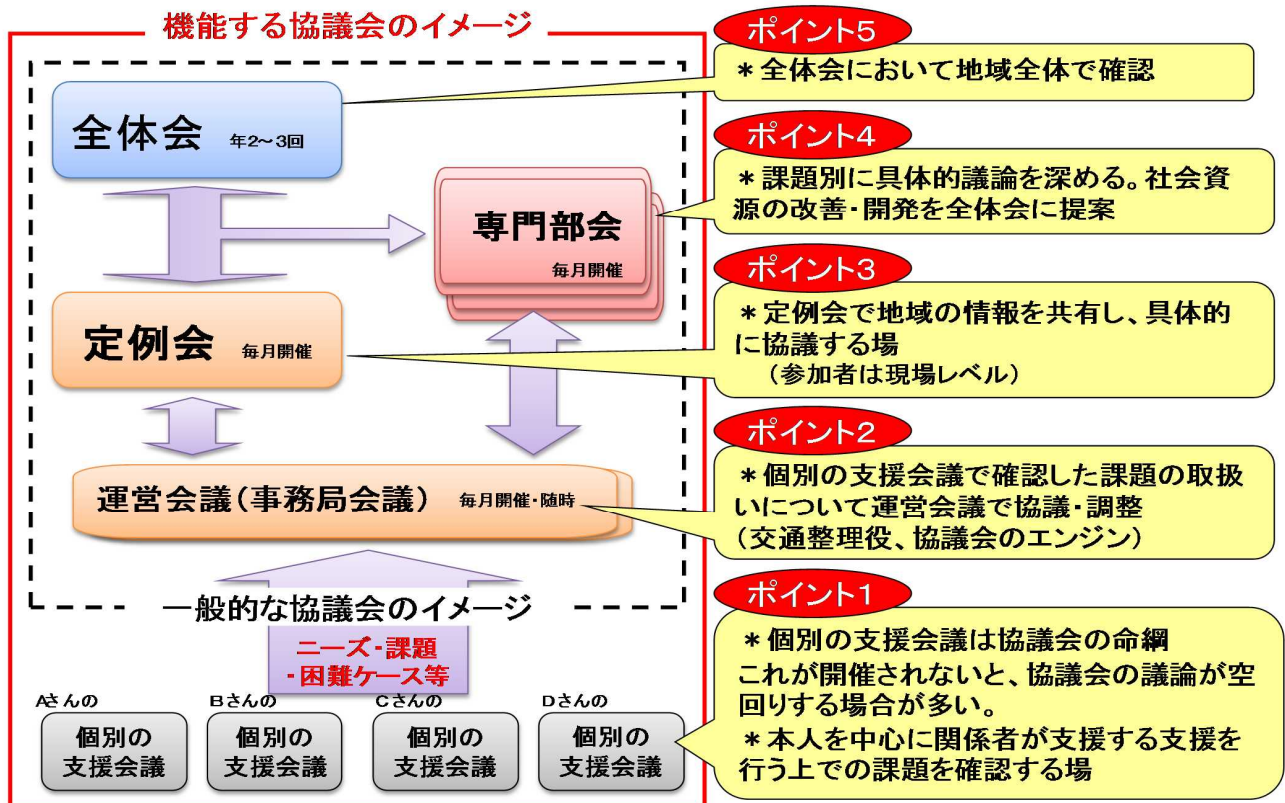
情報機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 	誰がどのように困っているかの共有による「わがごと」化
調整機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整 	あるもので調整できる場合の解決機能
開発機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の社会資源の開発、改善 	ないものを作り出すことでの解決機能
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員の資質向上の場としての活用 	スキルを向上させることでの解決機能
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護に関する取り組みを展開する 	すべての取り組みの基盤
評価機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・ 重度包括支援事業等・日中サービス支援型共同生活援助の評価 ・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域全体への役割を担った委託事業の評価 ◆ 重い障害のある人を包括的に支援する事業者の評価

出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行）

15

(5) 各会議の標準的なシステムとポイント

地域自立支援協議会はプロセス（個別課題の普遍化）



出典：自立支援協議会の運営マニュアル（財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行）

16

(参考) 各会議の機能と参加メンバー例

会議	機能	参加メンバー例
個別の支援会議 (サービス担当者会議)	地域の障害のある当事者が直面している生活課題を解決するために実施。当事者の生活課題についての共有、解決策の検討、支援の調整や役割分担等を行う。	当事者（本人、家族）、相談支援事業者、市町村担当者、児童相談所、サービス提供事業者、教育機関、訪問看護事業者、主治医、民生委員・児童委員 etc
運営会議	協議会を円滑に運営していくための協議を行う。個別の支援会議から見える地域課題整理、定例会の議題調整、専門部会の進捗管理等を行う。	事務局（基幹相談支援センター）、市町村担当者、委託相談支援事業者、部会代表 etc
定例会（議）	相談支援事業者による相談支援活動、専門部会等で集約された地域の福祉・保健・医療等に関わる諸課題を、事業所・関係機関で共有する。課題について意見交換を行い、再び専門部会等での詳細な協議を支援する。	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表 etc →主に現場を統括する者
専門部会 (プロジェクト会議)	地域課題の整理および解決策の検討を定期的な協議で行ったり、緊急性の高い課題の解決のために期間を定めて集中的に協議を行う場合もある。	協議メンバーは同事業種でメンバーを組織、あるいは協議会内外から適当な人材を選出
全体会（議）	年に1回地域の障害福祉関係機関、周辺機関に声を掛けて集まっていたいただき、地域の協議会の活動報告を行なう。 地域におけるコンセンサスを図る。	協議会事務局、市町村担当者、当事者代表、サービス提供事業者、教育関係機関、医療関係機関、ハローワーク、市町村社会福祉協議会、民生・児童委員代表 etc →主に施設・機関を統括する者（市民）

17

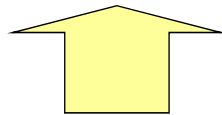
(参考) 専門部会（プロジェクト会議）の例

障害別	身体障害者部会、知的障害者部会、精神障害者部会、発達障害者部会、障害児部会
課題別	地域移行支援部会、権利擁護部会、就労支援部会、進路部会
事業種別	居宅介護事業所、日中支援事業所、就労支援事業所、障害者支援施設、短期入所部会

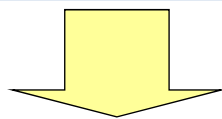
18

市町村（自立支援）協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- 他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- 出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- 取り組みの成果を確認する（相互に評価する）



市町村（自立支援）協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

協議会による課題検討と解決事例①

大津市(滋賀県): 卒業生のモラトリアムの保障

③ 開発機能
・ 通所施設の整備



市町村の概要: 人口約34万人(高齢化率25%)、面積464km²、735人/km²

障害者手帳等	身体約13,000人	障害福祉サービス等利用児者数 約3,155人	・滋賀県の県庁所在地であり、中核市である。大津中心部は京都駅へも電車で約9分と非常に便利なエリアで、琵琶湖湖岸に迫るようにマンションが建ち並び大阪や京都へ通勤する人も多い。 ・面積が広く、居住地域によって利用できる福祉サービスに差がある。また、市民が通学できる特別支援学校は3か所ある。
	知的約2,500人	計画相談作成率 100%(H31.3)セルフ率約28%	
	精神約1,800人	障害児計画作成 100%(H31.3)セルフ率約17.5%	

課題意識等

・高校を卒業して多くの若者が大学や専門学校に進学して進路を模索できるモラトリアムの期間が保証されているのに特別支援学校高等部卒業後の進路の多くは、福祉的就労という現実。障害のある方のモラトリアムを保障すべきではないかと議論になる。

成果・効果等

・高等部卒業後の進路としてモラトリアムの機会として選択される方が増えてきている。
 ・将来の「はたらく」生活を意識した時に、本人に必要な支援を明らかにすることができる。(健康・生活・社会性を中心)。
 ・本人の中の『はたらくたい』気持ちや、『こんな風になりたい』という思いを支援者と一緒に探り、明確化していくことができる。

取組の概要(プロセス)

・4年間の学びの場を生活訓練と就労移行を組み合わせ、数年かけて市内に数か所整備することを目標に2012年からプロジェクト会議を立ち上げて議論。2013年に1カ所目が整備。大津市内をキャンパスに見立て、生活訓練と就労移行の事業所と連携して行う。2014年に2カ所目が整備。2カ所目は生活訓練と就労移行支援と一体で支援。現在3カ所目の整備を検討している。

ポイント

・講師に関しては各分野の専門家を招くことができるように講師料等の加算を大津市に要望。生活訓練事業所に常勤換算で2名分(講師+加配人員)の加算が市単独の補助金として付く。
 障害者自立支援協議会のもとでの調整...進路指導、統一性のあるカリキュラムなど
 (圏域財産としての社会資源とする)

協議会による課題検討と解決事例②

甲賀圏域(滋賀県甲賀市・湖南市) : 余暇支援検討会

- 機能分類 3
- 余暇支援
- 他分野交流



市町村の概要: 人口約15万人(高齢化率24.8%)、面積552.18km²、265.5人/km²

障害者手帳等	身体 約6,000	障害福祉サービス等利用児者数 約1,400人	甲賀圏域は甲賀市と湖南市によって構成され、総世帯数は54,030世帯となっている。県行政は甲賀市に甲賀健康福祉事務所が置かれ圏域内を管轄している。糸賀一雄らによる取り組みにより信楽寮(現信楽学園)が1952(昭和27)年に信楽の地に開設されたことに始まり、近江学園の移転、他の系列施設も新設および移転されたことにより圏域内には複数の入所施設が存在している
	知的 約1,500	計画相談作成率 100%(H 31.3)セルフ率約5%	
	精神 約800	障害児計画作成 100%(H 31.3)セルフ率約15%	

課題意識等

就労する障害者の余暇支援として福祉事務所や就労支援機関が事務局となり、バス旅行・バーベキュー大会・カラオケ大会等を20年以上継続していたが、地域内の各支援機関で同様の余暇支援の取り組みがなされ、施設関係者からは施設利用者の参加のない中、休日に余暇支援として職員派遣する事の困難さにより、支援者の負担感の増大が課題となった。一方、参加利用者から余暇支援の継続を望む声が多く挙がっている。

成果・効果等

- スポーツ推進委員の方による進行により、初めて体験する利用者も楽しく参加出来た。
- 支援者もギャラリーとなり、会場全体で利用者の一挙手一投に注目し、歓声をあげ、これまでにない盛り上がりとなった。

取組の概要(プロセス)

平成28年3月 企画会議
 ・障害福祉分野の支援者のみで企画・実施するのではなく、地域の協力を得ながら開催する方向を固める
 4月～7月
 ・市の文化スポーツ振興課・生涯学習課、スポーツ推進委員へ相談・協力依頼 →体育館で行えるニュースポーツの企画
 8月 参加者募集
 9月 開催

ポイント

これまで支援者が進行する形で進めてきたが、他分野の方やボランティアさんが進行を進めたことで交流する幅が広がり、「地域交流・啓発」による活動を取り戻すきっかけとなった。

3-4③ 協議会による課題検討と解決事例

高島市(滋賀県): 災害時支援体制の在り方

- ③
- 災害時対応



市町村の概要: 人口約5万人(高齢化率32%)、面積693.05km²、72人/km²

障害者手帳等	身体約2,300人	障害福祉サービス等利用児者数 約650人	滋賀県北西部に位置し、市の面積の7割が山林である。琵琶湖に面しており、川も多くある。近年では都市部からの移住も人気である。田舎特有の親しみやすさもあり、横のつながりは強い地域である。
	知的約600人	計画相談作成率100%(H 31.4)セルフ率10%	
	精神約350人	障害児計画作成100%(H 31.4)セルフ率100%	

課題意識等

東日本大震災をきっかけに、自立支援協議会事務局会議の中で課題意識が生まれ、具体的に災害時の支援の在り方について検討することになった。また時期を同じくして市の防災計画の見直しも行われることもあり、具体的に取り組むことになった。

成果・効果等

避難所運営に関わる方向けに3障がいの特性説明・避難所運営時に配慮いただきたいことなどが書かれた啓発パンフレットを作成した。また、避難行動要支援者個別支援プラン作成事業実施要綱を定め、対象の方へ災害時の支援体制を確立できるようプラン作成を行った。

取組の概要(プロセス)

3か年の有期限のPJとし、まずは本圏域で起こりうる災害を知ること・災害時における障がい者支援の課題を出し合い、支援の在り方・平時の備えまで取り組む方向性を検討した。
 災害発生時・避難場面・避難生活などに分け課題整理をし、WGにて具体的な話し合いがもたれた。また各事業所へアンケート実施も行き、それぞれの施設の取り組みについても確認をした。

ポイント

災害と一言でいうものの当圏域で考えられる災害は「地震・風水害・原子力」と多岐にわたるため、それぞれの災害に応じた対応が必要となる。起こりうることを想定し、もしもの時に備えることが大切である。そこを考えるきっかけ・意識付けにもなり、今後も継続して取り組んでいくべき課題ではある。

3. (自立支援) 協議会事務局の役割

23

(1) 会議運営における事務局の役割

会議	役割
会議全般	<ul style="list-style-type: none">• 基本的に協議会に属するすべての会議に参加。• 各会議の進捗状況を把握しておく。• 各会議の関係性に配慮して、協議内容の調整を図る。
運営会議 定例会議 全体会議 プロジェクト会議	<ul style="list-style-type: none">• 会議の司会を担い、会議冒頭にその会議の目的や参加者に求めることについて明確に述べる。• 参加者が積極的に意見を述べられるような雰囲気づくりを心掛ける。
部会	<ul style="list-style-type: none">• 司会は部会長に任せ、会議冒頭では部会の目的や参加者に求めることについて述べるように促す。(事前に打ち合わせる。)• 他の部会と同じような話題になるようであれば、その旨を伝えて、議論の棲み分け等を促す。 <p>→ファシリテーターとしての役割</p>

24

(2) 何を共有し、何を調べ、どのように協働するか

例えば、地域に暮らす障害のある人が安心して暮らしていくために、病院や施設から地域移行して地域で安心して暮らしていくために、（地域生活支援拠点等の機能として）必要支援体制の整備について協議していくとすれば・・・

項目	内容
何を共有するか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急的な対応に関する事例 ・ 一人暮らしやグループホーム利用に関する事例 ・ 精神科病院や障害者支援施設から地域移行の事例 ・ 障害のある人が同居している家族の高齢化にともなう課題への対応事例 ・ 医療的ケア、強度行動障害のある人の支援に関する対応事例 <p>→ プランニングとサービス等利用計画の内容にあるズレ</p>
何を調べるか (あるかorないか、ある場合は量や機能は十分か)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急的な対応事例の発生状況及び対応状況 ・ 一人暮らしやグループホームの利用ニーズ調査（本人・家族・事業者） ・ 精神科病院、障害者支援施設からの地域移行ニーズ調査 ・ 医療的ケア児者の人数と支援ニーズと対応可能事業所の状況 ・ 強度行動障害のある人の支援ニーズと対応可能事業所の状況
どのように協議するか	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急的な支援の量と内容を分析し、対応できていないニーズに対しての体制を整えるためにはどうするか？ → 障害者支援施設の短期入所を拡充する。 → 緊急一時保護ができる場所を確保して、自治体単独事業もしくは居宅介護で人を確保する。 → 通所施設が単独型ショートステイを開設して通所者の対応をする。 → 地域定着支援を活用して緊急時対応の起こりそうな人を把握しておく。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急的で困難な対応が起こりにくい状況を作るためにはどうするか？ → 計画相談支援の体制を整備して、日常生活が安定的に送れるように支援の調整を図る。 → 地域定着支援を活用して、緊急時にも迅速に対応する。

最後に

- ・ 協議会は相談支援活動と一体である。
- ・ 協議会は相談支援専門員が課題を提起すれば自動的に解決される装置ではない。
- ・ 課題を提起した人は課題解決プロセスに必要な人
- ・ 協議会事務局は課題解決に責任があるわけではなく、課題解決プロセスの管理に責任を持つ。
- ・ 新たな資源を作り出すことだけが協議会の課題解決ゴールではない。
- ・ 課題について議論をしてもすべてが解決するわけではない。

抱え込まない 一人勝ちしない
押し付けない ケンカしない